

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(概要)

○被用者年金一元化法により、平成27年10月に共済年金を廃止し、厚生年金に統合。これにより共済年金にある公的年金としての職域部分も廃止。

○被用者年金一元化法では、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度又は私学共済制度としての年金を設けることとし、必要な法律上の措置を講ずるとの趣旨を規定(附則第2条)。



■ 私学教職員の新たな年金として、国公立学校教職員との待遇均衡の観点等から、公務員に設けられる「年金払い退職給付(仮称)」に準じた制度を創設。

【年金払い退職給付の概要】(支給要件・額の算定方法等については国家公務員共済組合法を準用)

○ 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金とし、キャッシュ・バランス方式(※)により給付額を算定

・有期年金は、10年又は20年の支給を選択(一時金の選択も可)

・65歳支給(60歳まで繰上げ可能)

・本人死亡の場合は、有期年金の残余部分を遺族に一時金として支給

○職務上の事由による障害・遺族年金を従来と同様の水準で支給(職務外・通勤災害は対象外)

○ 掛金は労使折半負担

※ キャッシュ・バランス方式

掛金の追加拠出ができるだけ将来生じないようにするため、年金の給付水準を国債利回り等に連動させることにより、年金給付費と積立金(年金原資)が均衡できるようにする仕組み

■ 施行日 平成27年10月